

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 7 月 14 日（金）第3331号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 2
- 鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※）（税務課取扱い） 5
- 過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（税務課取扱い） 5

訓 令

- 鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令（※）（税務課取扱い） 5

告 示

- 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任（情報政策課取扱い） 6
- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 6
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 6
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 6
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（介護福祉課取扱い） 7
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 7
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（生活衛生課取扱い） 8
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（通信制）（生活衛生課取扱い） 8
- 県営土地改良事業の工事の完了（5件）（農地整備課取扱い） 8
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 9
- 証紙販売人の指定（会計課取扱い） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 9

公 告

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成29年度鹿児島県献血推進計画の公表（薬務課取扱い） 10
- 河川法に基づく湯田川水系河川整備基本方針の公表（河川課取扱い） 10
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 10
- 一般競争入札公告（会計課取扱い） 10

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表の一部訂正（選挙管理委員会取扱い） 13
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正（選挙管理委員会取扱い） 14
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（選挙管理委員会取扱い） 14

公 安 委 員 会 規 則

- 交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）（地域課取扱い） 14

規 則

鹿児島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第42号

鹿児島県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県個人情報保護条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

（個人識別符号）

第1条の2 条例第2条第2項の規則で定める文字，番号，記号その他の符号は，次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかの適切な範囲を，特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう，適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字，番号，記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目，鼻，口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動，声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作，歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号

(7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号，番号及び保険者番号

(8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(10) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第1項の被保険者証の記号，番号及び保険者番号

(11) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号，番号及び保険者番号

(12) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号，番号及び保険者番号

(13) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号，番号及び保険者番号

(14) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号

(15) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(16) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号

(17) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号

(18) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号

- (19) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (20) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (21) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (22) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (23) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (24) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (25) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (26) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (27) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (28) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (29) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
（要配慮個人情報）

第1条の3 条例第2条第3項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第2条第2項中「第10条第1項第8号」を「第10条第1項第9号」に改める。

第5条第1号ア中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」を「番号法」に改め、「（昭和26年政令第319号）」及び「（平成3年法律第71号）」を削る。

別記第1号様式中

記録されている個人情報項目	基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日	<input type="checkbox"/> 性別
		<input type="checkbox"/> 住所・居所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 個人番号
		<input type="checkbox"/> その他（ ）			
	心 身 の 状 況	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 障害の状況	<input type="checkbox"/> 身体の状況
		<input type="checkbox"/> 性質・性格			
		<input type="checkbox"/> その他（ ）			
	家 庭 生 活 の 状 況	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
社 会 生 活 の 状 況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 賞罰	
	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好			
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
資 産 ・ 収 入	<input type="checkbox"/> 財産	<input type="checkbox"/> 収入	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 公的扶助	
	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 貸付状況			
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
思 想 ・ 信 条 等	<input type="checkbox"/> 思想・信条	<input type="checkbox"/> 宗教			
	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
そ の 他	<input type="checkbox"/> 意見・要望	<input type="checkbox"/> 相談・苦情			
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				

を

記録されている個人情報項目	基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 年齢・生年月日	<input type="checkbox"/> 性別	
		<input type="checkbox"/> 住所・居所	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 個人番号	
		<input type="checkbox"/> その他（ ）				
	心身の状況（要配慮個人情報に該当するものを除く。）	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 身体の状況	<input type="checkbox"/> 性質・性格		
		<input type="checkbox"/> その他（ ）				
	家 庭 生 活 の 状 況	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/> 婚姻歴		
		<input type="checkbox"/> その他（ ）				
社 会 生 活 の 状 況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 賞罰		
	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）					
資 産 ・ 収 入	<input type="checkbox"/> 財産	<input type="checkbox"/> 収入	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 公的扶助		
	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 貸付状況				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）					
要 配 慮 個 人 情 報	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 病歴		
	<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴	<input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実			<input type="checkbox"/> 障害の状況	
	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 保健指導等の内容					
	<input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続が行われたこと。					
	<input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続が行われたこと。					
そ の 他	<input type="checkbox"/> 意見・要望	<input type="checkbox"/> 相談・苦情				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）					

に改める。

別記第9号様式中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。
別記第20号様式中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第43号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。
第13条第2項の表根拠規定の欄中「第14条第4項」を「第14条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第44号

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和45年鹿児島県規則第87号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（その1）中「の事業」の次に「、農林水産物等販売業」を加え、「主たる事業所」を「主たる事務所」に、

「10 申請に係る建物の平面図（不動産取得税に係る申請の場合に限る。）」を

「10 申請に係る建物の平面図（不動産取得税に係る申請の場合に限る。）」に改め、同様式

11 その他知事が必要と認める書類

（その2）中「事業所」を「事務所」に、

「11 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許可書の写し」を

「11 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許可書の写し」に改め、同様式（その3）

12 その他知事が必要と認める書類

中「 税」を「事業税」に、「の規定」を「第2条の規定」に、

「2 自家労働日数明細書」を 「2 自家労働日数明細書

3 その他知事が必要と認める書類」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第7号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和39年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第14条第2項」の次に「及び第3項」を加え、同条第2項中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年 7 月 14 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第801号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、平成29年6月7日付けで地方公共団体情報システム機構に特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務（本県に設置されている執行機関の同事務を含む。）を委任することとした。

平成29年7月14日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第802号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年7月14日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除に係る保安林の所在場所

南さつま市金峰町白川字南ノ迫2722番・2772番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第803号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年7月14日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あおぞら	薩摩川内市花木町14番25号	有限会社ふとんの西川綿業	薩摩川内市花木町14番25号	西川 信義	平成29年5月31日	福祉用具貸与
あおぞら	薩摩川内市花木町14番25号	有限会社ふとんの西川綿業	薩摩川内市花木町14番25号	西川 信義	平成29年5月31日	特定福祉用具販売
健美堂薬局中央店	霧島市国分中央一丁目25-17	有限会社健美堂薬局	鹿児島市坂之上八丁目9-8	川畑 紀健	平成29年7月31日	居宅療養管理指導
デイサービスさつま苑	伊佐市大口針持1613番地43	有限会社さつま福祉会	伊佐市大口針持1235番地8	左近充 論	平成29年7月31日	通所介護

鹿児島県告示第804号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年7月14日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ウィル訪問看護 リハビリステーション	薩摩川内市西開 開町12番2号	株式会社WILL LWAYE STATE	薩摩川内市西開 開町12番2号	重永 基樹	平成29年 7月1日	訪問看護
デイサービスセ ンターラベンダ ー	薩摩川内市上川 内町3293番地1	医療法人山寿会	薩摩川内市上川 内町3303番地1	小山 寿	平成29年 7月1日	通所介護

鹿児島県告示第805号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年7月14日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あおぞら	薩摩川内市花木 町14番25号	有限会社ふとん の西川綿業	薩摩川内市花木 町14番25号	西川 信義	平成29年 5月31日	介護予防 福祉用具 貸与
あおぞら	薩摩川内市花木 町14番25号	有限会社ふとん の西川綿業	薩摩川内市花木 町14番25号	西川 信義	平成29年 5月31日	特定介護 予防福祉 用具販売
健美堂薬局中央 店	霧島市国分中央 一丁目25-17	有限会社健美堂 薬局	鹿児島市坂之上 八丁目9-8	川畑 紀健	平成29年 7月31日	介護予防 居宅療養 管理指導

鹿児島県告示第806号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年7月14日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ウィル訪問看護 リハビリステーション	薩摩川内市西開 開町12番2号	株式会社WILL LWAYE STATE	薩摩川内市西開 開町12番2号	重永 基樹	平成29年 7月1日	介護予防 訪問看護

鹿児島県告示第807号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年7月14日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
ポポロ薬局	出水市平和町198-2	平成29年 7月1日	更生医療

鹿児島県告示第808号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称
(1) クリーニング師研修（第1型）
(2) 業務従事者講習（第1型）
- 3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
平成29年10月22日	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町11103番地
平成29年11月19日	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構鹿児島支部鹿児島職 業能力開発促進センター	鹿児島市東郡元町14番3号

- 4 受講料
(1) クリーニング師研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む場合にあっては、8,000円）
(2) 特管物研修 3,000円
(3) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第809号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称
(1) クリーニング師研修（第2型）
(2) 業務従事者講習（第2型）
- 3 研修及び講習の申込受付期間並びにレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成29年 8 月 21 日	平成29年10月 2 日	平成29年11月 6 日
平成29年11月20日	平成29年12月25日	平成30年 2 月 5 日

- 4 受講料
(1) クリーニング師研修 5,000円
(2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第810号

土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備）阿室地区の工事は、平成27年 7 月 29日に完了した。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第811号

土地改良事業県営農地環境整備（農用地保全）阿室地区の工事は、平成28年12月 9 日に完了した。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第812号

土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備）古志地区の工事は、平成29年 3 月 27日に完了した。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第813号

土地改良事業県営農地環境整備（農道整備）古志地区の工事は、平成26年 8 月 15日に完了した。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第814号

土地改良事業県営農地環境整備（土層改良）古志地区の工事は、平成28年12月 9 日に完了した。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第815号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（谷山第二地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 平成29年 7 月 18日から平成30年 2 月 14日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市上福元町及び下福元町の各地内

鹿児島県告示第816号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第 5 条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
里見海運株式会社 代表取締役 里見弘壽	奄美市名瀬塩浜町17番 5号	奄美市名瀬幸町25番8 号 奄美市役所内	平成29年 7 月 10日

始良・伊佐地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 7 月 14 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

アポロかじき事業所	始良市加治木町 木田57番地1コ コミュニティタウン加治木109号	一般社団法人ア ポロ	始良市加治木町 木田1083番地2	牧野 弘	平成29年 7 月 1 日	就労継続 支援 B 型
-----------	-----------------------------------------	---------------	----------------------	------	------------------	----------------

公 告

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく平成29年度鹿児島県献血推進計画の公表

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定により、平成29年度鹿児島県献血推進計画を定めたので、鹿児島県保健福祉部薬務課において縦覧に供する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

河川法に基づく湯田川水系河川整備基本方針の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、湯田川水系河川整備基本方針を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
志布志市志布志町志布志字尖堀1286番1, 1286番2, 1286番3, 1286番7の一部, 1286番8及び1287番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大分県佐伯市野岡町一丁目5番3号
山田水産株式会社
代表取締役 山田陽一

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県警察本部長 河野真

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコン 931式ほか
 - (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成30年 2 月 28 日
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間

平成30年 3 月 1 日から平成35年 2 月 28日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成29年 7 月 14 日から同月 27 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年 8 月 28 日午後 5 時 15 分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年 8 月 29 日 午前 11 時

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室 (警察本部庁舎 3 階)

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成29年 7 月 31 日 午後 5 時 15 分

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県 (鹿児島県警察本部長) を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県 (鹿児島県警察本部長) を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書 (代理人として提出する入札書を含む。) による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8566

電話番号 099-206-0110（内線2232）

ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Notebook computers for business use:931set
- (2) DELIVERY PERIOD:
28 February 2018
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 28 August 2017
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、野村哲郎後援会「彩耀会」から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨の公表（平成26年11月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年7月14日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

（平成25年分）〔資金管理団体〕の部政治団体の名称（野村哲郎後援会「彩耀会」）のうち

1 中

「(1) 収入総額	48,956,103円	
ア 前年繰越額	17,002,170円	
イ 本年収入額	31,953,933円	を
(2) 支出総額	19,025,435円	
(3) 翌年への繰越額	29,930,668円	」
「(1) 収入総額	37,456,103円	
ア 前年繰越額	17,002,170円	
イ 本年収入額	20,453,933円	に 改
(2) 支出総額	19,025,453円	
(3) 翌年への繰越額	18,430,668円	」

め、同政治団体の名称（野村哲郎後援会「彩耀会」）のうち2中

「 <u>エ 借入金</u>		
野村 哲郎	11,500,000円	を削除

し、同政治団体の名称（野村哲郎後援会「彩耀会」）のうち2の次に

「3 資産等の内訳		
<u>(12) 借入金</u>		を加え

（借入先）
野村 哲郎

（借入残高）
11,500,000円」

る。

鹿児島県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として鹿屋市選挙管理委員会から指定の変更の報告があったので、平成28年5月31日鹿児島県選挙管理委員会告示第11号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

表鹿屋市の項施設の名称の欄中「勤労婦人センター」を「鹿屋市勤労者交流センター」に改める。

鹿児島県選挙管理委員会告示第22号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表118の項中「公益財団法人慈愛会今村病院分院」を「公益財団法人慈愛会今村総合病院」に改める。

公安委員会規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第24号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島南警察署の部谷山中央交番の項中「清和二丁目（分割）」の次に「，清和三丁目（分割），清和四丁目」を加え，同部中山交番の項中「清和二丁目（分割）」の次に「，清和三丁目（分割）」を加える。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。